

# 全国公民館振興市町村長連盟規約

昭和 44 年 12 月 3 日制定  
平成 27 年 7 月 31 日最終改正

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、全国公民館振興市町村長連盟(略称「公振連」と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門一丁目 16 番 8 号に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、国並びに地方自治の基礎たるひとつづくり町づくりを推進するため、公民館の振興に対する国及び都道府県の行財政施策の確立強化を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 公民館に関する行財政措置の整備拡充の促進
- 二 公民館振興に必要な調査、研究と情報の交換
- 三 公民館振興策に対する相互啓発
- 四 その他目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会員及び支部

(団体の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- 一 正会員 本会の目的に賛同する市町村の長
  - 二 賛助会員 本会の事業を賛助する個人、法人もしくは団体。
- 2 本会の構成員から、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号)に則り、暴力団等反社会的勢力との関係の一切を排除する。

(入会及び退会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会が定める書面をもって会長に申し込みをし、その承認を受けなければならない。また、本会の求めに応じて会員となる場合は、その承諾と初回の会費納入をもって会員となる。

- 2 会員は、理事会が定める書面を会長に提出することにより退会することができる。
- 3 市町村の長が、改選などによって交代があった場合も特に届け出がない限り、新しい市町村の長が継続して会員であるものとする。
- 4 市町村が合併または分割したときには再編後の市町村の長が継続して会員であるものとする。

(経費の負担)

第7条 本会の会員は、次の各号に定める会費を納めなければならない。

- 一 市長たる正会員 年額 10,000 円
- 二 町村長たる正会員 年額 5,000 円
- 三 賛助会員(個人) 年額 一口 30,000 円
- 四 賛助会員(団体、法人) 年額 一口 100,000 円

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、代議員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この規約その他の規則に違反したとき。
- 二 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第9条 第6条第2項または第8条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を履行しなかったとき。
- 二 当該会員が死亡、又は解散したとき。

(支部の設置)

第10条 本会は、会務の効率的な執行のために支部を置くことができる。

- 2 支部は独立して運営され、代議員会の決議により、認定及び廃止を決定する。
- 3 会長が支部業務の機能不全を認めるときは、代議員の資格及び代議員会における議決権を残し、支部認定を停止することができる。

## 第4章 役員及び事務局

(役員の設定)

第11条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 2名以内

理事 若干名

代議員 若干名

監事 2名以内

(役員を選任)

第12条 会長及び副会長は理事会により選任する。理事及び監事は、代議員会で選任する。代議員は各支部より、1名以内を選任する。

2 第6条第3項による交代があった場合は新しい市町村の長が当該役員として残任期間を務めるものとする。ただし会長に限り、交代後も直近の理事会開催日までの間、会長代行としてその職に留まるものとする。

3 理事が市町村の長で構成する団体の長であることを理由に就任している場合は、当該団体の長の交代による変更は会長によりこれを認め、前任者の残任期間を務めるものとする。

(役員の職務と権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、この規約で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この規約で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。

4 代議員は、第18条に定める事項を決議する。

5 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

(役員任期)

第14条 理事及び監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(事務局の設置)

第15条 本会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局は会長の命により職務を行う。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第16条 本会の会議は、理事会及び代議員会とする。

(代議員会の構成)

第17条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

(代議員会の権限)

第 18 条 代議員会は次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任又は解任
- 二 事業報告書及び決算書の承認
- 三 規約の変更
- 四 解散及び残余財産の処分
- 五 その他代議員会で決議することが相当であると理事会が決議した事項

(理事会の構成)

第 19 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 20 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 事業報告書及び決算書の承認
- 三 理事の職務の執行の監督
- 四 会長及び副会長の選定

(招集)

第 21 条 会議は、会長がこれを招集する。または構成員の 2 分の 1 以上が必要と認めるとき臨時に開催する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議は、構成員の 2 分の 1 以上出席しなければ開議することができない。ただし、当該議事につき書面または委任状等によりあらかじめ意思を表示した者は、出席者と見なす。

4 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第 6 章 財務

(事業年度)

第 22 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書)

第 23 条 本会の事業計画書、予算書を記載した書類は、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、当該事業年度開始から承認までの期間は仮執行期間とし、日常的な経費についてはこれを執行することができる。

(事業報告書及び収支決算書)

第 24 条 本会の事業報告書及び決算書は、毎事業年度終了後に会長が作成し、監事の監査を受け、代議員会の承認を受けなければならない。

## 第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 25 条 この規約は、代議員会の決議により変更することができる。

(解散)

第 26 条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(委任)

第 27 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

## 附則

この規約は昭和 44 年 12 月 3 日から施行する。

昭和 48 年 7 月 24 日一部改正

昭和 48 年 12 月 3 日一部改正

昭和 58 年 12 月 2 日一部改正

平成 12 年 12 月 8 日一部改正

平成 13 年 11 月 30 日一部改正

平成 14 年 6 月 25 日一部改正

平成 21 年 6 月 26 日一部改正

平成 23 年 6 月 24 日一部改正

平成 24 年 8 月 2 日一部改正

平成 27 年 7 月 31 日一部改正

(入会に関する書類／規約第 6 条)~~~~~

年 月 日

全国公民館振興市町村長連盟  
会長 前田 穰(宮崎県綾町長)様

〇〇市(または町村)長 〇 〇 〇 〇 印

入会申込書

全国公民館振興市町村長連盟規約第 6 条により、貴連盟への入会を申し込みます。

(退会に関する書類／規約第 6 条)~~~~~

年 月 日

全国公民館振興市町村長連盟  
会長 前田 穰(宮崎県綾町長)様

〇〇市(または町村)長 〇 〇 〇 〇 印

退会届

全国公民館振興市町村長連盟規約第 6 条により、今年度末をもって、貴連盟から退会をいたします。